

第 問

設問 1

-(1-問) (1)

1945年12月

1. F18、A001 B002是买卖合同(买卖合同)12月甲乙地王取牌C1222工报致12
甲乙地A所有物 就自己所有之土地主张占有场合 ①甲乙地AC土地所有 ②1967年
4月C死亡 ③D为CA子 ④1988年7月D死亡 ⑤甲乙地B2D妻和D死亡 ⑥B1D子
⑦1990年11月16日AB因乙 甲乙地至3600円乙 B01 A1无子前在买卖合同 a 席尔香
⑧2000年2月1日A死亡 ⑨F18 A001 乙主张78岁 a 乙与乙4岁

2. 那么② $B \cap C$ 是 $D \cap E$ 的子集。因为 $C \subseteq B$ 且 $C \subseteq D$ ，所以 $C \subseteq B \cap D$ 。又因为 $B \cap D \subseteq D \cap E$ ，所以 $C \subseteq D \cap E$ 。因此 $B \cap C$ 是 $D \cap E$ 的子集。

A 2 の変位に於て,

[illegible]

3. 共同所有權人間之遺產分割或繼承時，遺產之共同所有狀態之存否

16 于 2011 年 12 月 12 日，共同租用人（1）与第 3 者（1）签订租赁合同在租赁已
17 解除案件在工地上已完工，并退还第 3 者（1）共同租用人（2）。

自己又寫有科學推定書後第三頁內附下段文字以明己意之正確也

連泰分製前 (2012.2.2 交還相模人前 3.0 群分積 1.7 千 陸地 5 陸人 3)

[illegible]

4 (1) 事件 A, B, C 互斥, $A \cup B \cup C$ 为必然事件, 所以 $P(A \cup B \cup C) = 1$
 又 $P(A) = \frac{1}{4}, P(B) = \frac{1}{4}, P(C) = \frac{1}{4}$, 所以 $P(A \cup B \cup C) = \frac{1}{4} + \frac{1}{4} + \frac{1}{4} = \frac{3}{4} \neq 1$, 故 A, B, C 不互斥.
 又 $P(A \cap B) = \frac{1}{4}, P(A \cap C) = \frac{1}{4}, P(B \cap C) = \frac{1}{4}$, 所以 $P(A \cap B \cap C) = \frac{1}{4}$, 故 A, B, C 不独立.

101. 何は取捨するに値して其に之とす。

(5) 502. A a 2 张 10 R 2 张 4 张 7 张 11.

$$c(-1, \frac{5}{2}) (2)$$

1. 是期时取得(162号)的零件因20年间占有因所有意思
 ①公称的平权占有 2所有。②因(162号)零件因6年(162号)
 推定占有结束, 时取得占有者代。占有者更(162号)主张占有权在
 占有2712占有。又以因(162号)零件占有者代, 占有者, 他占有者
 评价取得事实占有者^代主张时, 取得取得占有者代。其
 评价取得事实占有者^代主张时占有者。

(1940年11月15日)

[illegible]

3. 5.2 查该系属。因12月2日他站有9.1级降水系属(2月2日2.1级中上)系属有弱。

自工物、時知取得も論じなければならぬ。

後問 2

(1) G12. 奇諾契約の基に同様の通達原状を(2)より、H12に付し、和国産
1000個の交付に付した。G12. 平成25年9月25日H12aの間(2)の所)9
内容の量産契約を締結し、この契約に基き、和国産1000個をH12

(第 問)

3(1) 戊午年上元日 丙子年正月初三日 戊午年正月初三日 (6623) (庚)

此物。事件2000.9.19汽轮机检修。F4H12等件来京国庄10001国也

再建物 2.15 吨 混合保管物 2000 個 和平国 7.2 2 2 4, 1000 個 我需手山下

事件の事情の下ではある。Hは60%から100%の害を被るに
理由に
1000人の家族だ。そこでGは3人の子供を殺す。その1人の子供を殺す

2. 本件の特許契約は既述の如く、原告は、専ら原告の利益、利益の増進、則ち、OK 被告の特許を原告の特許に譲渡する同一数量の特許を原告に譲渡する。

工場の子(6年), 池上. 本件等論議の目的. 審判者であるF及びGのい
 承審者として. Hが「争点なし」(争点なしの旨を主張するものとして) (注). 39

[illegible]

本一都減決した場合には、五等洗荷は、4等以上で共有持分権を
 割合に応じて、現在五等洗荷の共有持分権は五等以上、所有は五

つまり、運送関係の「同一政令の区域」とは「同一の割合に割るべき数」と解釈すべきである。「1/2の割合に割るべき数」というのは、

3. ~~500~~ 平井の1とGの重なりが敵の割合が1:1であるから、
Gは1マス増し、~~500~~ 平井の1とGの重なりが敵の割合が1:1であるから、

2. 通達三院中司子及中司子及。

22問 3

1. 位错又分为刃型位错和螺型位错。刃型位错可用“ $\perp$ ”表示，螺型位错可用“ $\parallel$ ”表示。

第二 ③ 不反行的 ~~事件~~ 事实 ④ 信托关系的成立事由 ⑤ 担保的成立 ⑥
又曾二成否。 因果關係是？

2. (1) 新子に於ける時間 t 中の寄託金 $A(t)$ は $A(0) = 1$ であり、 $A(t)$ は $A'(t) = rA(t)$ を満たす。

「小澤が油」王将軍の威嚇が空しく、利根は無償で工兵になる。
 「第四師団、第四師団の補給を断つ」
 「二二二」Hα付着が原因。同じく一歩は意味、222/3 (66%) 222

孩子 = 成成 + 阿成 + 子。 5) 事件：自2... 这阿外阿呢 大展開 阿成 6) 2019.10.10

(2) 证明: 设 $A = \begin{pmatrix} a & b \\ c & d \end{pmatrix}$, $B = \begin{pmatrix} e & f \\ g & h \end{pmatrix}$, $C = \begin{pmatrix} i & j \\ k & l \end{pmatrix}$, $D = \begin{pmatrix} m & n \\ o & p \end{pmatrix}$.
 由题设知 A, B, C, D 均为 2×2 矩阵, 且 A, B, C, D 均为可逆矩阵. 故 A, B, C, D 的行列式均不为零.

[illegible]

5.2 和仁利直を¹⁾ついでに、同じ信濃前所にて「草紙」を録せ
 度と信前所²⁾にて、草紙の「和国」に、和国と「草紙」

[illegible]

由2. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840. 841. 842. 843. 844. 845. 846.

(1) 主是。

(3) 3.19. 某行2.12. 11.14. 兩建築物之施領已悉小已~~未~~取, 二水即
蓋管注意義務違反 12.12.22 日明~~力~~2.12.22 日~~未~~止。

5.2 不限时 a 类是 0112 收 4 个 (4 类是)

3. ③ a' 作定语，修饰名词 a 故 a 与 a' 连写且 a' 要写小，且 a' 与 a 中间加撇号。a' 作宾语，修饰 a 故 a 与 a' 连写且 a' 要写小，且 a' 与 a 中间加撇号。

佛音来由心水心水子(国定)

4. Hが「所建所の施設健全志士に依り」(「葉取」) ~~の~~「因

葉取に依り」~~の~~「葉取」に依り、その等と同日7月日にて「葉取」の補分

問

“记”(同 志)。

その順壳利壹を失下二とも確算に失下子に存在あり。

[illegible]

(3) 新刊証。戶部所成 24 年 1 月 22 日。戶部所成「新刊証」新刊証。

河津107746v 全店補正 1季报2次、2取7股、2号2322E HIC

élect. $T_2 = 2m \cdot 974 \text{ m} \cdot \text{H}_2\text{O} \cdot \frac{1}{\text{m}^2 \cdot \text{s}^2} = 1948 \text{ m}^2 \cdot \text{s}^2$

有るからこゝに $\frac{1}{2}$ も、現に存在する。

5.2. 上記第1條に於て基礎に於て2と1-2とを~~2と1-2と~~、支線第1條に於て2と1-

[illegible]

第27 ~~三~~ 次, 王以强, 邱陶 a 上记支路, 此时有 $\alpha \in \mathbb{Z}$.

由子新子以, Q 有算有金有辅之娘天之王存 C 存子 一: 顶失子

「雅集」江表在子也。子(④)是，同梁博陈之章(④)中论之。

证明:

以上

(第 問)

設問1

小問(1)

1. Eとの共有関係

(1) Dが、AB間の甲土地に代金300万円を売渡す旨の合意を、
 理由なく所有権を基礎とするため、Aが甲土地の処分権限
 を有しないからと主張する。これに反対するに、甲土地は
 元々Cが所有しており、昭和60年4月1日同人が死亡し、

子であるD及びEが相続したことを相続した(民法887条1項
 896条)。その後Dが死亡し、子であるAがこれを相続した。

(2) ここで、遺産分割前の相続財産は共同相続人間の共有に
 属するところ(民法898条)、当該法律関係は民法の「共有」の
 規定(民法249条以下)の適用を受けることとなる。

但し甲不動産についてEと共有関係にあるところ、AがAの
 対し甲不動産を売却する合意をしたことは、甲不動産の所有権を
 Bに移転することである(民法176条)、当該法律行為は

「変更」(民法255条)にあたる。Bは当該法律行為として
 かつEの同意を得ていない。(左から)変更を妨げることは
 できず、当該売買契約は効力を有している。

2. ~~民法94条2項類推適用の可否~~ 不要とす可
 否は2項内容の中

(1) 民法94条2項の権利の行使を自ら第三者に行使する規定
 であるところ、権利の行使が行使されたことにより、~~共同~~共同相続
 人の所有権が代りた場合、善意の第三者は対抗できな
 いこととなる。

(第 問)

(1) (A、B、C、D、E) 甲不動産の登記簿記載はCとなっており、
 真正所有権はBである。Bの所有権はCの所有権に代りたこと
 により、BはAの対し「Cが所有している」と主張している以上、
 Aは善意であると主張している。

3. 以上より、Aの主張は認められる。

小問(2)

1. 所有権の取得時効の主張は主張する。まず民法162条1項
 の要件は①20年間、②善意、③公然と占有することである。
 ①については占有の開始時点と終了時点の占有主張をすれば相殺可能(民法162条2項)

②③を相殺する(162条1項)。相殺? 相対?

2. ~~善意~~ Aは平成24年11月15日、甲土地を代金300万円をBから
 売却すること合意したことの主張は、~~善意~~ Aが占有を開始
 したことを直接基礎とする善意である主張は認められる
 ため、同事実から、~~善意~~ 上記時点からAが甲土地の占有
 を開始したことを主張する間接善意として位置づけられる。

3. (左から) 当該善意は法律上の善意である。これは「本人の物」と
 「所有権の行使」の2点から判断される。

設問2

1. GはHの対し、有償寄託契約(民法594条)の終了に基づき
 「~~所有権~~ 目的物の返還請求権」を主張し、これに
 対抗する「~~所有権~~ 所有権」1000箱の引渡しを求めようとし
 ている。

（第 問）

2. 履行不能の主張

(1) Hは、西の保管をわいて「和国たし」2000箱の了、1000箱の
望報の差の有たしをいこたろ、Gにたいして引いた了を「和国
たし」1000箱と用光ひす。履行不能となたことと理由の
HのGにたいして「和国たし」1000箱の引戻後務蔵の一部が
消滅したと主張するにたろ。 事件は現行(条に非)第12の附則と

(2) ~~特許~~ G に対して引換渡すた目的物の特許の有無
P 西の保管されている未開封の 2000 箱は、西の在庫する
点で限定された、物の個性は著しい同一製品目録の物である。特
許権種類 ~~権利~~ 物である。2000 箱を定めたためには
「物の特許をするのに必要の行為を完了」したから
なるものとする (見取 401 条 2 項)。2000 箱を定めたことが問題
となる。

1. ~~附合~~ 寄託契約における寄託の目的物は
受寄者に対して引渡した~~物品~~^物、受寄者はその物を
返還しなければならないものから、引渡しの時点で~~物の~~
受寄者による「物の所有」に移ったことを以てする
といえるのが原則である。また、~~本件~~の寄託契約は
~~他の寄託者との寄託契約の基に~~特約の一種と一別
契約の条項の存在を否定されている場合では、引渡した
べき目的物の不明以上の、特定された種類物の特定
されたもの物とみなすことがあり、上記の場合、
受寄者が目的物を特定するもの受寄者の再度「物の所有」

（第 問）

「この必要の行為を完了」した時点で万々に解する
べきである。即ち、種類物の特定の行為は、債権者の住所に於て
我々の担保をすることと要すると所せらるる（民法484条1項）。

又、併せて、契約条項に於て「名目なし」の混合得金と承
てゐる。即ち、HFGに於いて、現実の担保としてなんらに
特定は生じない。

② (大抵、7 H.V. 有価証券中の「系同たし」1,000個の
発行数 特定と理由に 無関係 両者中の「系同たし」1,000個の
引渡義務は消滅して主張が認められず、認めらる。

(13) 契約4条の存在

又、~~契約1条に基づき、両当事の「共同な」行為は~~
~~GとFの共有に属する。~~ HはFとの間に Gと月極の賃貸
~~関係は、GとHは~~ 寄附契約を締結させ、これにより HFとの
間に月契約が成立している。これ、契約1条に基づき、両当事の
「共同な」行為により GとFの共有に属する。

1. ~~婚~~ HとFは同の契約に有償寄託契約である~~から~~、
HはFの~~所有権~~と契約の目的物に對し管理権を義務を
負った(民法40条)、FはHにFが受託した目的
物を返す限り、維持する義務を負うと解するべきである。~~から~~
~~又、本件において、HはFの請求を拒否し、Fの寄託した物に~~
~~Fは請求をしないから、Fの「寄託した」は附随的であり、~~ して
上記の通り受託物に~~寄託者~~同の支拂に属する旨、
上記維持義務は公平~~に~~から、各寄託者の持分とないで

(第 一 問)

第 問

(1) 「山菜おこし」について HはFとの無償寄附契約に基づく目的物に
対する「自己の財産の処分」と同一の効果を有し、寄附物を保管
する義務を負う(民法94条)。

(2) Hは両建物の施錠を怠っていたために所有者たる両建物への
侵入を許し「山菜おこし」500箱をすべて盗取されたところ、自己
の物であるも当然施錠管理を行うものと認められ、またFは盗みか
られた施錠義務違反が認められる。

11) 山梨市油井外盗取せし前の積24年1月1日。F日との間に両建物
に保管せしもの山梨市油井外箱工代金700万円を売却し、これを

① 本案件は、~~盗取~~「山菜おこし」の盗取前、FはHに対し、
 「②百貨店が本店の食品売り場へ「山菜おこし」を置いておいた
 800万の大口で信じていた。 ~~故に~~、したがって ~~非善意~~ HはFが②
 に対し、「山菜おこし」の箱と印字の2つを預けたため、
 ① ~~故に~~ 次は、「山菜おこし」販売に関与するFの間の交渉を
 おこなうべきであり、②百貨店の全店舗で「山菜おこし」を販
 売し、取り扱っていることにより生じた逸失利益について、
 FはHに対し、「山菜おこし」の評判が良かった②百貨店が
 全店舗で「山菜おこし」を取り扱ったことにより生じた逸失利益を
 受ける。しかし、実際の評判は良くなかったことによりHが受けるべき利益
 は、数段事情の下では予想していたよりも少ないとあるが、Hが
 「山菜おこし」の②店に在る全店舗取扱の平均を予想すべきで
 あるといえることとなる。

(4) 以上のことから F は H に近い。『公算おとし』600拍 h の拍子 a の

(第 問)

1	脂質が水でどのように解かる。	説明3 ok 27!
2		
3		1x6
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		

62001 N-001

N-P 512.

1. 同条同項の要件は、①20年間②所有の意思をもち③他人の物

一、Gは、Hに於て、本件貨物の寄附契約(657条)を以て基礎として1000箱

1. 事件では、GH間において、131(100箱)はH所有の倉庫内に保管可能と
いう寄託契約が締結されており、平成23年9月25日に、同131をHに
運び返すことにより消滅している。Lによって、GH間にも寄託契約が
成立する。

3, 又、これ、本件では、Fe-GH間と締結したJに同様の寄託契約
 10 関係しており、Fe-GのJは1箱に81個に17に保管されて
 11 いる。そして、この2000箱のJのうち、1000箱が盗み出されてい
 12 るため、内々にJは1000箱しか残っている、そのために、この1000
 13 箱すべてがGに引き渡せば、Fe-Gに対するJの取戻請求
 14 権を喪失する。したがって、Gは、Jに1000箱すべてのJを
 15 引き渡さなければならぬ。Feの取戻請求権は、Jの引渡しにより消滅する。
 16

(2) 本件寄託契約の約款3条1項にあるのは、受寄者が他の者との寄託契約を基に、本寄託物と種類及び品質が同一である物を保管する場合において、区別することなく混合して

問題 1
 寄託契約の前には、FはGに「和南」とは別の地域で産
 を販売させるために、Gに産しを売り渡している。FがHに寄託した
 産しは、「和南」の周辺で販売するための物である。そうすると、Fは、
 当初の予定通り、「和南」周辺でのH1000箱販売するが、「和南」
 周辺で500箱販売し、他の地域でGに500箱販売させるか
 決定する権利があり、Fの決定に基づいて、FとGの産しの共有
 持分権は行使されるべきであって、この決定までGが産しを引渡し
 を受ける権利はないとしてもよいと得ばいといえる。このように内容が、
 上記約款の解釈や、条件寄託契約の前提となっている契約に
 関係すれば、条件寄託契約の内容として導くことができ、F、G、
 Hの意思に合致する。

(3) L は $\mathcal{P}^{\text{NP}}$, G は F の上 L で決定があるとき, G の引き継ぎを受けることはでき

1610

二、よって、Gの上記請求は、G1000箱の全部の引渡しについて、6610
めらぬ。

6620 3.

一、Fは、Hから山岸におかれが盗まれたことにより、その引渡しが受けられなかった
ている。そこで、Fは、Hに対し、債務不履行に基づく損害賠償を請求
することが考えられる。(45年)

1. まず、上記の損害が認められるための要件は、①債務の存在②④
の不履行③損害の発生④⑤に つき、債務者の帰責⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏊㏋㏌㏍㏎㏏㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐊㐋㐌㐍㐎㐏㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑊㑋㑌㑍㑎㑏㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒊㒋㒌㒍㒎㒏㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓊㓋㓌㓍㓎㓏㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔊㔋㔌㔍㔎㔏㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕊㕋㕌㕍㕎㕏㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖊㖋㖌㖍㖎㖏㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗊㗋㗌㗍㗎㗏㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘊㘋㘌㘍㘎㘏㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙊㙋㙌㙍㙎㙏㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚊㚋㚌㚍㚎㚏㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂㜃㜄㜅㜆㜇㜈㜉㜊㜋㜌㜍㜎㜏㜐㜑㜒㜓㜔㜕㜖㜗㜘㜙㜚㜛㜜㜝㜞㜟㜠㜡㜢㜣㜤㜥㜦㜧㜨㜩㜪㜫㜬㜭㜮㜯㜰㜱㜲㜳㜴㜵㜶㜷㜸㜹㜺㜻㜼㜽㜾㜿㝀㝁㝂㝃㝄㝅㝆㝇㝈㝉㝊㝋㝌㝍㝎㝏㝐㝑㝒㝓㝔㝕㝖㝗㝘㝙㝚㝛㝜㝝㝞㝟㝠㝡㝢㝣㝤㝥㝦㝧㝨㝩㝪㝫㝬㝭㝮㝯㝰㝱㝲㝳㝴㝵㝶㝷㝸㝹㝺㝻㝼㝽㝾㝿㞀㞁㞂㞃㞄㞅㞆㞇㞈㞉㞊㞋㞌㞍㞎㞏㞐㞑㞒㞓㞔㞕㞖㞗㞘㞙㞚㞛㞜㞝㞞㞟㞠㞡㞢㞣㞤㞥㞦㞧㞨㞩㞪㞫㞬㞭㞮㞯㞰㞱㞲㞳㞴㞵㞶㞷㞸㞹㞺㞻㞼㞽㞾㞿㟀㟁㟂㟃㟄㟅㟆㟇㟈㟉㟊㟋㟌㟍㟎㟏㟐㟑㟒㟓㟔㟕㟖㟗㟘㟙㟚㟛㟜㟝㟞㟟㟠㟡㟢㟣㟤㟥㟦㟧㟨㟩㟪㟫㟬㟭㟮㟯㟰㟱㟲㟳㟴㟵㟶㟷㟸㟹㟺㟻㟼㟽㟾㟿㠀㠁㠂㠃㠄㠅㠆㠇㠈㠉㠊㠋㠌㠍㠎㠏㠐㠑㠒㠓㠔㠕㠖㠗㠘㠙㠚㠛㠜㠝㠞㠟㠠㠡㠢㠣㠤㠥㠦㠧㠨㠩㠪㠫㠬㠭㠮㠯㠰㠱㠲㠳㠴㠵㠶㠷㠸㠹㠺㠻㠼㠽㠾㠿㡀㡁㡂㡃㡄㡅㡆㡇㡈㡉㡊㡋㡌㡍㡎㡏㡐㡑㡒㡓㡔㡕㡖㡗㡘㡙㡚㡛㡜㡝㡞㡟㡠㡡㡢㡣㡤㡥㡦㡧㡨㡩㡪㡫㡬㡭㡮㡯㡰㡱㡲㡳㡴㡵㡶㡷㡸㡹㡺㡻㡼㡽㡾㡿㢀㢁㢂㢃㢄㢅㢆㢇㢈㢉㢊㢋㢌㢍㢎㢏㢐㢑㢒㢓㢔㢕㢖㢗㢘㢙㢚㢛㢜㢝㢞㢟㢠㢡㢢㢣㢤㢥㢦㢧㢨㢩㢪㢫㢬㢭㢮㢯㢰㢱㢲㢳㢴㢵㢶㢷㢸㢹㢺㢻㢼㢽㢾㢿㣀㣁㣂㣃㣄㣅㣆㣇㣈㣉㣊㣋㣌㣍㣎㣏㣐㣑㣒㣓㣔㣕㣖㣗㣘㣙㣚㣛㣜㣝㣞㣟㣠㣡㣢㣣㣤㣥㣦㣧㣨㣩㣪㣫㣬㣭㣮㣯㣰㣱㣲㣳㣴㣵㣶㣷㣸㣹㣺㣻㣼㣽㣾㣿㤀㤁㤂㤃㤄㤅㤆㤇㤈㤉㤊㤋㤌㤍㤎㤏㤐㤑㤒㤓㤔㤕㤖㤗㤘㤙㤚㤛㤜㤝㤞㤟㤠㤡㤢㤣㤤㤥㤦㤧㤨㤩㤪㤫㤬㤭㤮㤯㤰㤱㤲㤳㤴㤵㤶㤷㤸㤹㤺㤻㤼㤽㤾㤿㥀㥁㥂㥃㥄㥅㥆㥇㥈㥉㥊㥋㥌㥍㥎㥏㥐㥑㥒㥓㥔㥕㥖㥗㥘㥙㥚㥛㥜㥝㥞㥟㥠㥡㥢㥣㥤㥥㥦㥧㥨㥩㥪㥫㥬㥭㥮㥯㥰㥱㥲㥳㥴㥵㥶㥷㥸㥹㥺㥻㥼㥽㥾㥿㦀㦁㦂㦃㦄㦅㦆㦇㦈㦉㦊㦋㦌㦍㦎㦏㦐㦑㦒㦓㦔㦕㦖㦗㦘㦙㦚㦛㦜㦝㦞㦟㦠㦡㦢㦣㦤㦥㦦㦧㦨㦩㦪㦫㦬㦭㦮㦯㦰㦱㦲㦳㦴㦵㦶㦷㦸㦹㦺㦻㦼㦽㦾㦿㧀㧁㧂㧃㧄㧅㧆㧇㧈㧉㧊㧋㧌㧍㧎㧏㧐㧑㧒㧓㧔㧕㧖㧗㧘㧙㧚㧛㧜㧝㧞㧟㧠㧡㧢㧣㧤㧥㧦㧧㧨㧩㧪㧫㧬㧭㧮㧯㧰㧱㧲㧳㧴㧵㧶㧷㧸㧹㧺㧻㧼㧽㧾㧿㨀㨁㨂㨃㨄㨅㨆㨇㨈㨉㨊㨋㨌㨍㨎㨏㨐㨑㨒㨓㨔㨕㨖㨗㨘㨙㨚㨛㨜㨝㨞㨟㨠㨡㨢㨣㨤㨥㨦㨧㨨㨩㨪㨫㨬㨭㨮㨯㨰㨱㨲㨳㨴㨵㨶㨷㨸㨹㨺㨻㨼㨽㨾㨿㩀㩁㩂㩃㩄㩅㩆㩇㩈㩉㩊㩋㩌㩍㩎㩏㩐㩑㩒㩓㩔㩕㩖㩗㩘㩙㩚㩛㩜㩝㩞㩟㩠㩡㩢㩣㩤㩥㩦㩧㩨㩩㩪㩫㩬㩭㩮㩯㩰㩱㩲㩳㩴㩵㩶㩷㩸㩹㩺㩻㩼㩽㩾㩿㪀㪁㪂㪃㪄㪅㪆㪇㪈㪉㪊㪋㪌㪍㪎㪏㪐㪑㪒㪓㪔㪕㪖㪗㪘㪙㪚㪛㪜㪝㪞㪟㪠㪡㪢㪣㪤㪥㪦㪧㪨㪩㪪㪫㪬㪭㪮㪯㪰㪱㪲㪳㪴㪵㪶㪷㪸㪹㪺㪻㪼㪽㪾㪿㫀㫁㫂㫃㫄㫅㫆㫇㫈㫉㫊㫋㫌㫍㫎㫏㫐㫑㫒㫓㫔㫕㫖㫗㫘㫙㫚㫛㫜㫝㫞㫟㫠㫡㫢㫣㫤㫥㫦㫧㫨㫩㫪㫫㫬㫭㫮㫯㫰㫱㫲㫳㫴㫵㫶㫷㫸㫹㫺㫻㫼㫽㫾㫿㬀㬁㬂㬃㬄㬅㬆㬇㬈㬉㬊㬋㬌㬍㬎㬏㬐㬑㬒㬓㬔㬕㬖㬗㬘㬙㬚㬛㬜㬝㬞㬟㬠㬡㬢㬣㬤㬥㬦㬧㬨㬩㬪㬫㬬㬭㬮㬯㬰㬱㬲㬳㬴㬵㬶㬷㬸㬹㬺㬻㬼㬽㬾㬿㭀㭁㭂㭃㭄㭅㭆㭇㭈㭉㭊㭋㭌㭍㭎㭏㭐㭑㭒㭓㭔㭕㭖㭗㭘㭙㭚㭛㭜㭝㭞㭟㭠㭡㭢㭣㭤㭥㭦㭧㭨㭩㭪㭫㭬㭭㭮㭯㭰㭱㭲㭳㭴㭵㭶㭷㭸㭹㭺㭻㭼㭽㭾㭿㮀㮁㮂㮃㮄㮅㮆㮇㮈㮉㮊㮋㮌㮍㮎㮏㮐㮑㮒㮓㮔㮕㮖㮗㮘㮙㮚㮛㮜㮝㮞㮟㮠㮡㮢㮣㮤㮥㮦㮧㮨㮩㮪㮫㮬㮭㮮㮯㮰㮱㮲㮳㮴㮵㮶㮷㮸㮹㮺㮻㮼㮽㮾㮿㯀㯁㯂㯃㯄㯅㯆㯇㯈㯉㯊㯋㯌㯍㯎㯏㯐㯑㯒㯓㯔㯕㯖㯗㯘㯙㯚㯛㯜㯝㯞㯟㯠㯡㯢㯣㯤㯥㯦㯧㯨㯩㯪㯫㯬㯭㯮㯯㯰㯱㯲㯳㯴㯵㯶㯷㯸㯹㯺㯻㯼㯽㯾㯿㰀㰁㰂㰃㰄㰅㰆㰇㰈㰉㰊㰋㰌㰍㰎㰏㰐㰑㰒㰓㰔㰕㰖㰗㰘㰙㰚㰛㰜㰝㰞㰟㰠㰡㰢㰣㰤㰥㰦㰧㰨㰩㰪㰫㰬㰭㰮㰯㰰㰱㰲㰳㰴㰵㰶㰷㰸㰹㰺㰻㰼㰽㰾㰿㱀㱁㱂㱃㱄㱅㱆㱇㱈㱉㱊㱋㱌㱍㱎㱏㱐㱑㱒㱓㱔㱕㱖㱗㱘㱙㱚㱛㱜㱝㱞㱟㱠㱡㱢㱣㱤㱥㱦㱧㱨㱩㱪㱫㱬㱭㱮㱯㱰㱱㱲㱳㱴㱵㱶㱷㱸㱹㱺㱻㱼㱽㱾㱿㲀㲁㲂㲃㲄㲅㲆㲇㲈㲉㲊㲋㲌㲍㲎㲏㲐㲑㲒㲓㲔㲕㲖㲗㲘㲙㲚㲛㲜㲝㲞㲟㲠㲡㲢㲣㲤㲥㲦㲧㲨㲩㲪㲫㲬㲭㲮㲯㲰㲱㲲㲳㲴㲵㲶㲷㲸㲹㲺㲻㲼㲽㲾㲿㳀㳁㳂㳃㳄㳅㳆㳇㳈㳉㳊㳋㳌㳍㳎㳏㳐㳑㳒㳓㳔㳕㳖㳗㳘㳙㳚㳛㳜㳝㳞㳟㳠㳡㳢㳣㳤㳥㳦㳧㳨㳩㳪㳫㳬㳭㳮㳯㳰㳱㳲㳳㳴㳵㳶㳷㳸㳹㳺㳻㳼㳽㳾㳿㴀㴁㴂㴃㴄㴅㴆㴇㴈㴉㴊㴋㴌㴍㴎㴏㴐㴑㴒㴓㴔㴕㴖㴗㴘㴙㴚㴛㴜㴝㴞㴟㴠㴡㴢㴣㴤㴥㴦㴧㴨㴩㴪㴫㴬㴭㴮㴯㴰㴱㴲㴳㴴㴵㴶㴷㴸㴹㴺㴻㴼㴽㴾㴿㵀㵁㵂㵃㵄㵅㵆㵇㵈㵉㵊㵋㵌㵍㵎㵏㵐㵑㵒㵓㵔㵕㵖㵗㵘㵙㵚㵛㵜㵝㵞㵟㵠㵡㵢㵣㵤㵥㵦㵧㵨㵩㵪㵫㵬㵭㵮㵯㵰㵱㵲㵳㵴㵵㵶㵷㵸㵹㵺㵻㵼㵽㵾㵿㶀㶁㶂㶃㶄㶅㶆㶇㶈㶉㶊㶋㶌㶍㶎㶏㶐㶑㶒㶓㶔㶕㶖㶗㶘㶙㶚㶛㶜㶝㶞㶟㶠㶡㶢㶣㶤㶥㶦㶧㶨㶩㶪㶫㶬㶭㶮㶯㶰㶱㶲㶳㶴㶵㶶㶷㶸㶹㶺㶻㶼㶽㶾㶿㷀㷁㷂㷃㷄㷅㷆㷇㷈㷉㷊㷋㷌㷍㷎㷏㷐㷑㷒㷓㷔㷕㷖㷗㷘㷙㷚㷛㷜㷝㷞㷟㷠㷡㷢㷣㷤㷥㷦㷧㷨㷩㷪㷫㷬㷭㷮㷯㷰㷱㷲㷳㷴㷵㷶㷷㷸㷹㷺㷻㷼㷽㷾㷿㸀㸁㸂㸃㸄㸅㸆㸇㸈㸉㸊㸋㸌㸍㸎㸏㸐㸑㸒㸓㸔㸕㸖㸗㸘㸙㸚㸛㸜㸝㸞㸟㸠㸡㸢㸣㸤㸥㸦㸧㸨㸩㸪㸫㸬㸭㸮㸯㸰㸱㸲㸳㸴㸵㸶㸷㸸㸹㸺㸻㸼㸽㸾㸿㹀㹁㹂㹃㹄㹅㹆㹇㹈㹉㹊㹋㹌㹍㹎㹏㹐㹑㹒㹓㹔㹕㹖㹗㹘㹙㹚㹛㹜㹝㹞㹟㹠㹡㹢㹣㹤㹥㹦㹧㹨㹩㹪㹫㹬㹭㹮㹯㹰㹱㹲㹳㹴㹵㹶㹷㹸㹹㹺㹻㹼㹽㹾㹿㺀㺁㺂㺃㺄㺅㺆㺇㺈㺉㺊㺋㺌㺍㺎㺏㺐㺑㺒㺓㺔㺕㺖㺗㺘㺙㺚㺛㺜㺝㺞㺟㺠㺡㺢㺣㺤㺥㺦㺧㺨㺩㺪㺫㺬㺭㺮㺯㺰㺱㺲㺳㺴㺵㺶㺷㺸㺹㺺㺻㺼㺽㺾㺿㻀㻁㻂㻃㻄㻅㻆㻇㻈㻉㻊㻋㻌㻍㻎㻏㻐㻑㻒㻓㻔㻕㻖㻗㻘㻙㻚㻛㻜㻝㻞㻟㻠㻡㻢㻣㻤㻥㻦㻧㻨㻩㻪㻫㻬㻭㻮㻯㻰㻱㻲㻳㻴㻵㻶㻷㻸㻹㻺㻻㻼㻽㻾㻿㼀㼁㼂㼃㼄㼅㼆㼇㼈㼉㼊㼋㼌㼍㼎㼏㼐㼑㼒㼓㼔㼕㼖㼗㼘㼙㼚㼛㼜㼝㼞㼟㼠㼡㼢㼣㼤㼥㼦㼧㼨㼩㼪㼫㼬㼭㼮㼯㼰㼱㼲㼳㼴㼵㼶㼷㼸㼹㼺㼻㼼㼽㼾㼿㽀㽁㽂㽃㽄㽅㽆㽇㽈㽉㽊㽋㽌㽍㽎㽏㽐㽑㽒㽓㽔㽕㽖㽗㽘㽙㽚㽛㽜㽝㽞㽟㽠㽡㽢㽣㽤㽥㽦㽧㽨㽩㽪㽫㽬㽭㽮㽯㽰㽱㽲㽳㽴㽵㽶㽷㽸㽹㽺㽻㽼㽽㽾㽿㿀㿁㿂㿃㿄㿅㿆㿇㿈㿉㿊㿋㿌㿍㿎㿏㿐㿑㿒㿓㿔㿕㿖㿗㿘㿙㿚㿛㿜㿝㿞㿟㿠㿡㿢㿣㿤㿥㿦㿧㿨㿩㿪㿫㿬㿭㿮㿯㿰㿱㿲㿳㿴㿵㿶㿷㿸㿹㿺㿻㿼㿽㿾㿿

1610 寄託物を保管する義務(659年)に反して行った、Hに帰責は
1620 1630 1640 1650 1660 1670 1680 1690 1700 1710 1720 1730 1740 1750 1760 1770 1780 1790 1800 1810 1820 1830 1840 1850 1860 1870 1880 1890 1900 1910 1920 1930 1940 1950 1960 1970 1980 1990 2000 2010 2020 2030 2040 2050 2060 2070 2080 2090 2100 2110 2120 2130 2140 2150 2160 2170 2180 2190 2200 2210 2220 2230 2240 2250 2260 2270 2280 2290 2300 2310 2320 2330 2340 2350 2360 2370 2380 2390 2400 2410 2420 2430 2440 2450 2460 2470 2480 2490 2500 2510 2520 2530 2540 2550 2560 2570 2580 2590 2600 2610 2620 2630 2640 2650 2660 2670 2680 2690 2700 2710 2720 2730 2740 2750 2760 2770 2780 2790 2800 2810 2820 2830 2840 2850 2860 2870 2880 2890 2900 2910 2920 2930 2940 2950 2960 2970 2980 2990 3000 3010 3020 3030 3040 3050 3060 3070 3080 3090 3100 3110 3120 3130 3140 3150 3160 3170 3180 3190 3200 3210 3220 3230 3240 3250 3260 3270 3280 3290 3300 3310 3320 3330 3340 3350 3360 3370 3380 3390 3400 3410 3420 3430 3440 3450 3460 3470 3480 3490 3500 3510 3520 3530 3540 3550 3560 3570 3580 3590 3600 3610 3620 3630 3640 3650 3660 3670 3680 3690 3700 3710 3720 3730 3740 3750 3760 3770 3780 3790 3800 3810 3820 3830 3840 3850 3860 3870 3880 3890 3900 3910 3920 3930 3940 3950 3960 3970 3980 3990 4000 4010 4020 4030 4040 4050 4060 4070 4080 4090 4100 4110 4120 4130 4140 4150 4160 4170 4180 4190 4200 4210 4220 4230 4240 4250 4260 4270 4280 4290 4300 4310 4320 4330 4340 4350 4360 4370 4380 4390 4400 4410 4420 4430 4440 4450 4460 4470 4480 4490 4500 4510 4520 4530 4540 4550 4560 4570 4580 4590 4600 4610 4620 4630 4640 4650 4660 4670 4680 4690 4700 4710 4720 4730 4740 4750 4760 4770 4780 4790 4800 4810 4820 4830 4840 4850 4860 4870 4880 4890 4900 4910 4920 4930 4940 4950 4960 4970 4980 4990 5000 5010 5020 5030 5040 5050 5060 5070 5080 5090 5100 5110 5120 5130 5140 5150 5160 5170 5180 5190 5200 5210 5220 5230 5240 5250 5260 5270 5280 5290 5300 5310 5320 5330 5340 5350 5360 5370 5380 5390 5400 5410 5420 5430 5440 5450 5460 5470 5480 5490 5500 5510 5520 5530 5540 5550 5560 5570 5580 5590 5600 5610 5620 5630 5640 5650 5660 5670 5680 5690 5700 5710 5720 5730 5740 5750 5760 5770 5780 5790 5800 5810 5820 5830 5840 5850 5860 5870 5880 5890 5900 5910 5920 5930 5940 5950 5960 5970 5980 5990 6000 6010 6020 6030 6040 6050 6060 6070 6080 6090 6100 6110 6120 6130 6140 6150 6160 6170 6180 6190 6200 6210 6220 6230 6240 6250 6260 6270 6280 6290 6300 6310 6320 6330 6340 6350 6360 6370 6380 6390 6400 6410 6420 6430 6440 6450 6460 6470 6480 6490 6500 6510 6520 6530 6540 6550 6560 6570 6580 6590 6600 6610 6620 6630 6640 6650 6660 6670 6680 6690 6700 6710 6720 6730 6740 6750 6760 6770 6780 6790 6800 6810 6820 6830 6840 6850 6860 6870 6880 6890 6900 6910 6920 693

ねの引渡しは履行済であったこと自体は争点。それから
 派生した損害は、特別の事情に因って生じた損害である。
 在りて、債務者たるHは、お湯が溢れ出した際の平成24年
 1月22日に、Fから、「百貨店に山岸おこを置いておえろ」と
 述べた。その評判が良ければ、全店舗が取り扱うこと
 に出ている。和南の社長は「おこちゃん」と呼ば
 れている。したがって、Hは、自分が山岸おこを引渡しを
 した。Fは、FとHとの取扱契約は、Fが商品全
 国展開の機会を無失し、Fが本来得たはずの利益
 が無に帰することと見なす。したがって、FはHに
 利益を特別損害として、Hにその賠償を請求することとする。
 三、そして、Fは、おこのお湯の引渡しと、おこの利益につき、Hにその
 賠償を請求することとする。

「おこ」は「おこちゃん」の略称。

以上

占有行為が包摂されるのか? → 包摂されたとすると、占有取得が認められることになる

設問 1 (1)

1. 所有権の取得を主張する際には、所有権の原始取得が
 ところから、承継取得を主張する必要がある。もっとも、そのよう主張
 を証は困難である。その負担を軽減する必要があり、かつ、所
 有権が日常的な法律根拠とあるべきである。一般の人にとり
 評価が容易であることが求められる。ある時点での所有権の存在につ
 いて、当事者間に争いがない場合、一定の存在が基礎づけられる。

2. FのFに対する所有権が自己にあると主張の当否

① Fは、BがAに対し、Cが死亡した後、その相続について話し合いをすること
 なくDが管理してきた。と述べていることからすれば、Fは、BがCからの相続
 (民法896条)により、甲土地所有権を取得したことを基礎とした主張をするこ
 とが考えられる。

② したがって、Cが死亡時に甲土地所有権を有していたことについては、Fと間に争
 いがないものと考えられる。

(2) よて、Fは、Cの子BがCの死亡により甲土地所有権を相続したこと(民法892条)
がDの子BがDの死亡により甲土地所有権を相続したこと、AがBとの売買
 契約(民法555条)により甲土地所有権を承継取得した(民法176条)こと、Aの子F
 がAの死亡により甲土地所有権を相続したこと、を理由に、自己の所有権
 を基礎づける。

(3) もっとも、本件では、Bは「話し合い」相続について話し合いをすることなく、と
 述べている。他に相続、事情もないところ、遺産分割において、Dが甲土地所有権
 を相続したとはいえない。この説明が正しい

(4) したがって、Fの上記主張はそれ自体として認められず、

③ また、Dは、1/2の相続分を有し(民法900条)、Fとの間に争いがある甲土
 地を共同所有(民法898条)となり、その後、Fが主張通り乙であるう
 け、甲土地の1/2の共同所有持分をFに譲渡したと認められる。

設問 1 (2)

① Fは、問題より、甲土地の長期効取得(民法62条)を
 主張しようとしているものと考えられる。

② 長期効取得の要件は、20年間の占有継続を推定する、①目的
 物の占有、②①の20年後の目的物の占有(民法186条2項)、と、③平穩、かつ、
 公然と、④所有の意思をもつことである。なお、「他人の物」について
 は自己物の長期取得を認められていす以上、要件事実に含まれない。

③ その中では、③④については、占有にかかると推定されることと、平穩と推定される(民法186条2項)から、主張を証するが軽減される。

④ 「事実」3の下線を付した事実は、平成2年11月20日に、甲土地をFに
譲渡、その中央に「料亭」和南、建設予定地」という看板を立てることに
 して、甲土地を事実上占有し、占有した原因をFが事実である。これ、
 その内容から、AB間の甲土地売買契約があることがうかがわれる。これに基
 づく占有が、所有の意思に基づくものであることが推定される。

(2) これ、Fは、Aの上記占有を併せて主張し、20年の占有を基礎づけよう
とする。また、Aの占有が所有の意思に基づくものである、と主張する。
占有が所有の意思に基づくものであることが推定される。

(3) したがって、当該事実は、③所有の意思を推定する間接事実である。
 取得時効の主張に対する抗弁として、他人占有原因の存在を推定
する間接事実としての意義を有する。否認は認められず、

こころで
 詳細に
 読む

第
 二

問

取得時効
 による

平成
 2年
 11月
 20日

問

寄託契約の終了に基いて目的物及び返還請求権の(事件) ①合意 ②引渡 ③返還請求をしたこと

問題 第 問

設問2

1. GがHに対して、寄託契約の(民法657条)に基づく履行請求権として「和風和紙」1000箱を目的物として引渡請求し、Hが「和風和紙」1000箱を引渡請求をすることが考えられる。

2. 本件では、寄託契約の発生要件は、寄託契約の締結及び、目的物の引渡しである。

本件では、平成23年9月25日に、「和風和紙」2000箱がHの管理する倉庫に運搬され、そのうち1000箱がGからHの下請の和風和紙の店に代金500万円を支払う受買契約に基づき現金の引渡が完了した後、[別紙A]の内容の寄託契約が締結されている。

上記から、和風和紙1000箱が、GからH、という順で引渡され、GとH間で寄託契約が締結されているといえる。

したがって上記請求権の発生要件は充足される。

3. もっとも、本件では、H主として通り、GがHに寄託していた「和風和紙」2000箱のうち、1000箱が盗取され、両建物にもは保管されているといえる。Gは、その1000箱について返還請求をすることができ、HがGに対して有する履行請求権の内容が問題となる。

原則として、寄託物の種類及び品質が同一である物を保管する場合に混合保管をすることができ、寄託者はこれを承諾しているものとされる(契約書第3条1項)。また、混合保管されたものについては、寄託者は物の数量の割合に応じて寄託物の共有持分権を有する(契約書4条)とされていることから、Hが「和風和紙」1000箱を盗取されたことにより、HがGに対して有する履行請求権の内容が問題となる。

第 問

(契約書6条)とは、持分権を有する数量の寄託物を指すものと考える。また、契約書3条4号、6号、および第5項が定められた趣旨は、種類及び品質が同一の寄託物の滅失等による危険について、公平な分配を目的として定められていると考える。寄託物の引渡が完了し、公平な分配を目的として定められていると考える。公平な分配を目的として定められていると考える。公平な分配を目的として定められていると考える。

したがって、Hは、Gに対して、契約書6条に基づき、共有持分権を有する数量の寄託物について返還請求をすることができ、HがGに対して有する履行請求権の内容が問題となる。

2. 次に、GがHに対して、履行請求権について検討する。

まず、GがHに寄託した「和風和紙」1000箱は、HがGに寄託した「和風和紙」1000箱と種類及び品質、及び包装が同一のものであるといえる。Hは、それら2000箱について、混合保管をすることができ、HがGに対して有する履行請求権の内容が問題となる。

したがって、Hは、それら2000箱について、混合保管をすることができ、HがGに対して有する履行請求権の内容が問題となる。

3. 次に、GがHに対して、履行請求権について検討する。

まず、GがHに寄託した「和風和紙」1000箱は、HがGに寄託した「和風和紙」1000箱と種類及び品質、及び包装が同一のものであるといえる。Hは、それら2000箱について、混合保管をすることができ、HがGに対して有する履行請求権の内容が問題となる。

したがって、Hは、それら2000箱について、混合保管をすることができ、HがGに対して有する履行請求権の内容が問題となる。

問

(3) 以上より、 H の上の正定値形式 ω は、500 個の ω の引換を求めたとき、 ω が ω である。

4. また、H1は、残りの1000箱全てをGに引き渡せば、下A権利を侵害する
ことはあるが、Gの上記請求は認められず、反論は認められず。
また、上記A通り、Gの下は混合保管とあり、この点も、1000箱につき、

1/2 下の2層有物多積有るに~~て~~、いふに~~す~~、向かそのう3500箱に
さ、返還を覚~~け~~て~~も~~、~~有物多積有るに~~、望の書~~は~~、~~已~~に~~出~~て~~る~~に~~有~~物
の分別方法に~~従~~て分別~~し~~て、~~下~~に~~有物多積有るに~~と~~い~~ふ~~は~~い~~ふ~~に~~い~~

5. 7-から2, G_n 上の主張は 500 箱という一書目により認められる。

質問3 図4は“H”の量位は多少か。と

2. Fは、Hに對して、百貨店と全店舗に於いて「山菜おむ」を取り扱
 てもらえなくなったことについて、債務不履行責任(民法415条)
 に基つて損害賠償請求権を認め、賠償を請求することが考えらる。

2. 上記請求権の要件は、①債務の存在 ②債務不履行の事実 ③債務者の帰責事由 ④損害の発生 ⑤②④の因果関係、である。

11 012712

本件では、T1間で、T1が「必要とあり、T2運物に無償で保管する旨」の
 託契約が締結され、これに基づき、これら500箱がT2運物に運ばれたことか
 ら、寄託契約が成立しているとして、T1は、これら500箱につき、^{寄託物の性質上}注意義務
 を負っていたといえる。本件における寄託契約は無償であるため、原則として、自己
 の財産に對する同一の注意義務を負う（民法659条2項）として、平岡がこれ
 と同様に、善管注意義務を負う（契約第2条2項）といえるから、

また、契約書において、2条2項の善管注意義務が定められ、5条で保管

4,42-10715

Ε

問

1 科として^{Hは}福岡州を受けとることが定められ、(民法665条46条8条12条) ことが5
2 されたが、和風として、Hは^{善管注意義務}福岡州を受け取るものと
3 された。由善管注意義務という重い注意義務を負うことになる。したがって、
4 「公算あり」といふ保管が^{前記のとおり}和風として^{善意と信託}に^はなされ、^{公算あり}が^{公算あり}
5 定められるわけだ。Hは善管注意義務を負っている。

本件では、H12「和風ビル」の寄託に於て両運物が利用されず、Fへの思い
 強い不~~い~~ために、現在保管場所に余裕がある両運物に於て、「民事
 的」な保管がとに同意している。したがって、H12が当該「民事的」な保管日、~~出~~
 Fに於て「和風ビル」の保管に起因する損失であるものの、~~い~~173、H12がFに利益
 を図るために、Hが良心的に保管しようとしたものであるから、「和風ビル」について
 寄託契約に基づくものといえない。

したがって、Hは、「山梨本にも」の保管につき、「自己の財産の支配権」と同一の注意義務を負う。(H失主)。

(2) ② 12 5 1 2

16 本件では、H2、再建物の倉庫であり、おとり入は入に訪れた丙建物の
17 いて、「おとり入」を保管してあるから、「自己財産に処分」と同一、注
18 意義務として、丙建物の危険発生時義務を負うこととして、危険発生、
入義務を怠るから、債務不履行の責任を認めず（④否定）。

3) ③ 127112

37. 上記義経還反は能経志れという~~事~~Hの過冬に集つくことあり上H
の帰京事由を認められし(同表).

(6) ~~4~~ 41713

上記通り、損害が発生している(同定)。

6

（第 問）

5) ⑤について

因果関係は、^{所有}民法416条に基づいて判断する。同条は、損害の公平な分配という趣旨あり。2項で「相当因果関係」にある損害については因果関係を認めるとし、2項で、予見し、^{予見}予見可能な事情に基づいて^{予見}基礎事情に含めざることをしている。

事件における④の損害は、①が、その商品保管態勢が十分でないと認め、管理態勢に疑問を呈した、^{その結果として発生}という事情あり、発生したため、当該事情を考慮しければ、上記債務不履行の相当因果関係が認められる。通常予見を損害には当たらない。むしろ、事件に於いて、1は、下から、山梨県への評判が良ければ、「山梨県産」を全店舗で扱って65%から、~~その~~当該山梨県産の取扱量につき、3割増しという旨の話を聞いていたとからすれば、^{予見}むしろ当該「山梨県産」の取扱量が2割増しをせよと、上記の山梨県産の全店舗で扱って65%増しをせよと予見可能であったといえる。よって、当該予見可能な事情を考慮すれば、上記債務不履行が認められ、④の損害が生じたことは相当であるといえるから、④の損害は「特別損害」に当たるとして、~~上記~~①と④の因果関係が認められる（④肯定）。

よって、上記より、その上記請求は認められる。

二つとも認められ、^{予見}予見可能な事情に基づいて基礎事情に含めざることをしている。

予見
履行不能時（債務者）
・ 予見可能な事情に基づいて基礎事情に含めざることをしている。